

### 3 齊藤雅子議員

- 1 防災対策について
- 2 役場庁舎建設について



#### 1 防災対策について

平成23年第2回定例会にあたり、町議会公明党を代表致しまして一般質問をさせていただきます。

3月11日に発生した東日本大震災は各地に甚大な被害をもたらし、被災地では今も未曾有の大災害と向き合っており、復興への懸命な努力が続けられています。

1日も早く復興することを願うばかりです。

そこで今回の大震災の教訓から防災対策についてお伺いいたします。

最初に津波時における避難場所とハザードマップの見直しについて。

道内の海岸線をもつ市町村で、地震や津波が起きた際、住民を受け入れる自治体指定の避難所2,000カ所余りのうち、約4割が標高10m以下にあり、更に約半数が5m以下に建っていることが、道新の調べで分かりました。

東日本大震災では、安全なはずの避難所が巨大津波で被災するケースが相次いだことから、道内でも立地見直しの動きが出ているようであります。

後志では指定避難所総数266カ所で、標高10m以下の避難所は83カ所、31%、標高5m以下の避難所は40カ所、15%であります。

そこで海岸に近い岩内地方文化センターを含む本町の避難場所14カ所の標高についてお尋ねいたします。

また、本町のハザードマップは平成21年の作成ですが、今回の震災を受け、避難所の立地の見直し、更に避難所の標高、避難経路の掲載などの見直しが必要と思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、津波標識について。

今回の大震災における津波の恐ろしさを知るにつけ、町民の皆さんから聞かれたことは、「自分のいる場所、立っている所、歩いている所が海面から何mなのか解らないので、標識など、目に見える形で分かるとうれしく安心ですし、助かります。

何とか目に見える形として設置できないですか。」との声がありました。

例えば、愛媛県の宇和島市では「少しでも早く避難できるように津波の怖さを目に見える形で住民に周知すべき」と言うことで、避難の目安として、海拔5mの高さを示す津波標識を電柱などに設置しました。

突然襲ってきたり「いざ」というときに標識より高い避難場所や経路を確認する目印になります。

目に見えるハザードマップとして、有効ではないかと思っておりますが導入のお考えはありませんか。

3点目に、情報伝達のための通信設備について。

① 防災無線は災害時に地域の情報や被害状況を伝えるための無線による情報連絡体制ですが、本町の防災無線は平成5年4月に設置されて以来18年を経過しました。

そして今、町民の皆さんから「音が悪く、設置場所を移動しても聞きづらい。全然聞き取れない」等の声があります。

町は住民に対して、緊急地震速報や災害発生時に正しい情報を送る責任がありますので、点検、改修をすべきと思いますがいかがですか。

② 災害時に屋外にいる住民に対する情報伝達手段はどの様になってますか。お尋ねいたします。

③ 被災した時の貴重な情報源となるのがラジオです。本町のハザードマップにも「ラジオ等の情報のもと、素早い行動を」となっています。しかし岩内町を含むこの近隣は電波が悪く、聞きにくい地域が大半で「いざ、という時に情報が入らない」と不安になります。

そこで災害時に必要なラジオの難聴地域対策として、本町ではどの様な取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

4点めに、行政も住民も助かる被災者支援システムの導入を。

東日本大震災で全国各地の避難所などで不自由な生活をされている被災者の支援には、いち早い被災者情報の把握と様々な行政サービスが求められます。

そこで、膨大な行政事務の負担を軽減し、被災者への迅速な支援に威力を発揮するのが「被災者支援システム」であります。

このシステムは、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市が、被災者のために必要な支援策を集約し開発したもので、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作り、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理などが一元的に行われ、様々な行政事務に力を発揮します。

例えば、今回の震災後、このシステムを導入した宮城県山元町では、被災状況を入力するだけで罹災証明書の発行がスムーズに行われ、申請件数に対する発行件数は約9割にのぼり義援金等の交付や減免等で新たな申請を不要とするなどの効果があり、町の職員の方も「一度、情報を登録してしまえば再度、申請の手続きはいらないので、行政にとっても住民にとっても助かる」と効果を語っております。

現在、財団法人地方自治情報センターでは、このシステムを導入希望の自治体に無償で提供されております。

今回の震災では、自治体による災害時の被災者支援のあり方が問われて、平時から被災者支援システムを整える等、災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりが急がれると思います。

本町でも被災者支援システムの早期導入を強く求めたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

5点目に防災教育の推進を。

今回の大震災を契機に災害時に必要な判断力や行動力を子供に身に付けさせる防災教育の取り組みが各地で始まっております。

巨大津波により、多くの犠牲者が出ましたが、その中で岩手県釜石市内の小中学生は独自の防災教育が功を奏し、ほぼ全員が無事でした。

釜石市は7年前から防災に詳しい群馬大学の片田教授の指導を受け「人は心理

的に逃げる人がいれば、まねをする。率先避難者になれ」との指導を基に防災教育を始めました。

釜石東中学校では地震後の停電で校内放送を流せなかったが、生徒は待たずに校庭へ。直ちに避難場所の老人ホームへ走ったが、隣の小学校の児童が校舎3階に逃げようとしていたので「高台へ行かないとダメだ」と叫び、恐怖で泣きだす児童の手を引っ張ったり、おぶったりして避難所を目指した。子供達が逃げるのを見て、地域の住民も後に続いた。しかし、避難所である老人ホームの崖からの落石を見て「防災教育で学んだ崖崩れの前兆」と判断し、両校の生徒は更に上の国道へ逃げ全員無事でした。

片田教授は「子供達の行動で多くの命が救われた」又、小中学校で防災教育を進める狙いは「10年たてば、最初に教えた子供は大人になる。更に10年たてば親になるだろう。すると防災を後世に伝える基本的な条件、防災文化の礎が出来る。」もう1つは「子供を通じて家庭に防災意識を広げることが出来る」と言っております。

私も防災教育の大切さを感じます。そこで岩内町でも小中学校において防災教育の推進をと思いますが所見をお伺いいたします。

6点目に、避難訓練の実施について

防災への意識が高まる中、避難訓練の実施が重要視されております。

先程の岩手県釜石市における小中学生の防災教育も、単なる机上の教育ではなく実践的な防災教育によって全員が無事だったと思えます。実践的であることが、いかに重要かを示す良い例だと思えます。

また、宮城県岩沼市の南浜中央病院は3月11日の当日、190人以上の患者のほか医師や看護師等のスタッフ約100人が院内にいましたが、迅速な対応で全員無事に避難できました。その訳は、震災前の2月下旬、防災訓練が実施され、これは毎年2回、定期的に行っていたそうであります。

静岡県では、5月21日に沿岸部の19市町村で一斉に「緊急避難訓練」を実施しましたが、各自治体あわせて約8万3千人が参加し、16市町村で行われた昨年は約7千人で10倍以上に増えました。

そこで、① 本町でも年に2回防災訓練を行っておりますが、どの様な取り組みかお聞かせください。

② 私は岩内町でも年に1度は全町で一斉に取り組むべきではないかと思えます。

例えば年1回、春に行っている「全町クリーンナップ運動」のように日曜日の朝、若いも若きも一緒になって、町内自治会毎に取り組んでますが、防災訓練もこのように町内自治会毎に老若男女一緒になって、いくつかの町内自治会が近くの避難場所へ避難すると言うように出来ないものではないでしょうか。そうすると町内の高齢の方の動きも分かります。

今回の大震災で言われていることは、お互いの支え合い、助け合い。つまり町内自治会の地域力の大切さを言っております。そして地域の防災力を高めることにもなるのではないのでしょうか。頭の中で考えるだけでなく、動いて、体験しないと「いざ」という時に行動は出来ないと思えます。

最初から100%うまくいかなくとも、まず始めることが大事だと思えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

防災は最悪の事態を想定する。これが危機管理の大事な基本だと言われております。災害に強い町づくりを前進させるため、以上6点についてお伺いいたしま

す。

**【答 弁】**  
**町 長：**

齊藤議員からは、2点にわたるご質問でございますが、1点めの「防災対策について」に係るご質問のうち、「防災教育の推進」に関する部分につきましては、教育委員会からお答えいたします。

1点目は、防災対策について、6項目にわたるご質問でございます。

1項めは、津波時における避難場所とハザードマップの見直しについてでございますが、最初に、岩内地方文化センターを含む、本町の避難場所14ヶ所の標高についてでございます。

平成21年に作成し、町内全戸に配布しました防災マップに掲載した避難施設が所在する、岩内町都市計画図等による近郊の海拔は、岩内地域人材開発センター30.9m、岩内地方文化センター2.5m、働く婦人の家5.8m、老人福祉センター4.4m、デイサービスセンター23.1m、東山保育所27.5m、西保育所4.0m、中央保育所8.4m、東小学校24.0m、中央小学校18.0m、西小学校12.0m、第一中学校32.0m、第二中学校10.0m、岩内高等学校13.0mとなっております。

次に、ハザードマップでの避難所の立地の見直し、さらに避難所の標高、避難経路の掲載などの見直しについてでございますが、現在、国の機関である中央防災会議では、東日本大震災を踏まえ、津波対策に係る全般的な審議を行うため、4月27日に専門調査会を設置しております。

この調査会においては、今回の地震・津波被害の把握・分析、今後の地震動推定・被害想定のある方や地震・津波対策の方向性等について検討し、本年の秋頃までに取りまとめを行い、防災基本計画の見直し方針等を示すこととしております。

一方、北海道における地域防災計画については、災害対策基本法の規定により、国等が作成した防災基本計画及び防災業務計画と矛盾・抵触するものであってはならないと定められており、さらに、市町村計画においても同様に、都道府県が定める地域防災計画と矛盾・抵触するものであってはならない旨、定められております。

これまで、北海道では、平成16年から平成22年にかけて、将来発生が想定される地震による津波の遡上シミュレーションにより津波浸水予測図を作成し、基礎データ等を沿岸市町村に提供してまいりましたが、今回発生したマグニチュード9クラスの巨大地震には対応していないことから、新たな津波浸水予測図を平成23年度中に作成し、再度、基礎データ等を沿岸市町村に提供することとしております。

したがいまして、避難場所及びハザードマップの見直しにつきましては、国及び道の防災計画等を見直しにあわせて必要になってくるものと考えておりますが、その見直しの時期及び内容については、国の中央防災会議での知見や検討状況、さらに、北海道が作成する津波浸水予測図との整合性を図る必要があることから、これらの動向を注視しながら、速やかに見直しを行うことができるよう対応して参りたいと考えております。

2項めは、津波標識についてでございます。

津波対策は、一人ひとりがいち早く津波の危険を察知し、安全な場所へ避難す

ることが基本であり、津波の危険から住民を守るためには、津波の危険地帯を警告し、津波から避難するよう指示を与えるための図記号を標識として設置することも、有効な手段の一つであると考えております。

この津波標識に関し、消防庁では、「津波に関する標識に使用する図記号」を提案し、平成20年には国際規格として制定され、翌年の平成21年には、日本工業規格として公示されております。

これらのことから、津波標識の設置は、町民の安全・安心を守ること、また、不断の防災意識の高揚を図るといった観点から、事業実施の可能性や優先性、さらには、手法の有効性や財源措置など、防災施策の一環として、総合的な角度から検討を加えて参りたいと考えております。

3項めは、情報伝達のための通信設備についてであります。

最初に、防災行政無線の点検・改修についてであります。町内全戸を対象とした防災行政無線戸別受信機については、平成5年4月から本格運用を開始しており、その設置から18年余りが経過しております。

町としては、戸別受信機の、良好な受信状況の維持に努めることが重要であることから、これまで、広報や防災行政無線により、受信状況を確認いただくよう周知を行っております。

しかしながら、年数の経過により、老朽化も進んでおり、毎日行っている放送が聞こえない、あるいは、雑音が入る等の苦情・相談を受けており、このようなご連絡をいただいた際には、その都度、担当職員が各家庭を訪問し、修理や必要な部品の交換、さらに故障の状況により新しい機器を貸与しているところであります。

また、新たな高層建物の影響や発信地から距離がある場合は、室内での設置箇所や附属アンテナの状況確認を行い、必要により屋外アンテナを設置しております。

いずれにしましても、防災行政無線は、災害等緊急時において、確実に情報を伝達することができる重要な手段であることから、全世帯で戸別受信機が良好に受信でき、その活用が図られるよう、今後とも、広報や防災行政無線により、積極的に周知して参ります。

次に、屋外にいる住民に対する情報伝達手段についてであります。防災行政無線を広域な地域に放送する施設として、屋外子局を設置しております。

その設置場所は、岩内新港地区、マリンパーク、運動公園、森林公園、雷電温泉地区の5箇所であります。

さらに、町公用車のほか、災害の状況に応じ、岩内消防署の協力を得て、スピーカーを搭載した車両により、緊急時における、町からの情報等の住民周知を行うこととしております。

次に、ラジオの難聴地域対策への取り組みについてであります。

まず、町内のラジオ受信状況であります。FM・NHK放送は良好である一方で、AM放送は良好とは言えず、特に民間放送については、非常に聴き取りにくいという声が「私の思い」などを通じ、町にも寄せられているところであります。

このような中、町では、これまでも放送各社へ地域の受信状況を伝え、改善の要望を行って参りましたが、経営上の問題等の事情から解決には至っておりません。

一方、国、北海道に対しては、後志総合開発期成会等により、受信障害解消および長大トンネル内の放送設備設置について要望を行っているほか、泊発電所の立地地域として、難聴対策に取り組むことが重要との考えから、去る、3月25日、岩宇3町村長と共に、北海道経済産業局および北海道へ要望に伺ったところであります。

この度の東日本大震災は、災害発生時における情報伝達手段としてのラジオ放送の有効性を私たちに再認識させたところでもあり、今後ともこのような取り組みを継続して参りたいと考えております。

4項めは、被災者支援システムの導入についてであります。

大規模の災害が発生し、多くの住民が住所地の自治体の区域外に避難した場合、避難元市町村及び避難元県は、その区域外に避難した方々に対して、各種通知や情報提供等を行う上で、避難者の所在地等の情報を把握することが重要であります。

このため、総務省では、避難先の市町村の協力を得て、情報の把握・集約する仕組みが必要であるとの考えのもと、総合行政ネットワークにより、当該避難者に関する情報を提供する仕組みとして、「全国避難者情報システム」を構築・運用し、町においても、避難者の同意を得た上で、避難者情報を本システムに登録をしております。

一方、避難元市町村では、全国避難者情報システムや住民基本台帳による情報を、ご質問にあります「被災者支援システム」に取り込むことにより、様々な行政サービスの提供の迅速化が図られることとなります。

しかしながら、このシステムの運用のためには、専用サーバーの設置や、システム起動のためのソフトの購入、さらに、システムの構築費用などの諸課題もあることから、町としましては、今後、これらを調査する中で、システムの導入について検討して参ります。

6項めは、避難訓練の実施についてであります。

最初に、防災訓練の取り組みについてありますが、町では、毎年、原子力防災訓練を実施しており、その目的は、北海道、関係町村及び防災関係機関相互の連携確認や、防災業務に携わる職員の技術の向上を図ることと、住民の皆さんに退避等訓練などに参加していただき、防災対策への理解を深めていただくこととしております。

訓練の取り組み内容といたしましては、関係機関による共同訓練及び岩内町独自訓練として、災害対策本部の設置や通信・広報訓練、さらに退避所開設準備、退避等訓練などを実施しております。

また、訓練の実施に際しては、保育所園児や小学校児童のほか、一部地域の方々のご協力を得ながら、屋内退避や災害時要援護者の搬送訓練などに参加をいただいております。

次に、防災訓練の全町一斉での取り組みについてであります。

防災訓練につきましては、地域防災計画に基づき、避難場所や避難経路の確認など、災害時に備えるための各種の訓練を実施することとなります。

現在、国においては、東日本大震災を契機とし、今後の地震・津波対策の方向性等について検討を行い、防災基本計画見直しのための方針を示すこととしており、町では、それを踏まえて、地域防災計画の見直し作業を進めることとなります。

したがって、防災訓練につきましては、現時点で、全町一斉の実施は

難しい状況にあると考えますが、平常時より災害に対する備えや、災害発生時の被害軽減を図るため、町内会や自治会等への働きかけなどを行いながら、その実施に向けた課題等について整理して参ります。

**【答 弁】**

**教育長：**

1点目の5項めの、「防災教育の推進を」については、私からお答えいたします。

小中学校の防災教育につきましては、様々な危険から児童生徒の安全を確保するための学校安全教育の一部をなすもので、学習指導要領において防災教育に関わる指導内容について特別活動などの教科領域の中に取り上げられております。

これに基づき、各学校においては、防災教育のねらいや重点などを明確にし、それらを学校の教育課程に位置付け、教育活動全体を通じ体系的、計画的に指導することとされております。

本町の小中学校におきましても、それぞれの教育課程の中で学校安全教育の一環として防災教育が盛り込まれ、学校防災計画や消防計画、危機管理マニュアルなどを策定し、火災や地震時における予防管理対策、自衛消防活動、震災対策及び、避難や通報訓練など、学校全体として防災教育への取り組む事項を具体的・体系的に示しております。

その中で、災害時における実践的な教育になる、避難訓練につきましては、全ての小中学校で火災や地震を想定した訓練を消防署の協力・指導を得ながら年2回実施しております。

こうした防災教育や避難訓練などを通じ、児童生徒が学校管理下だけではなく、家庭や地域社会の中で災害発生時に安全かつ的確に対応できるよう、教育課程の中で学び実践出来る指導に努めてきているところであります。

しかしながら、この度の東日本大震災では、火災や地震災害に加え、津波発生時の避難行動の遅れにより児童が逃げ遅れ、命を落とすという痛ましい事象も発生したことから、津波災害時における避難場所や避難経路の点検が求められたところであります。

本町におきましては、全ての小中学校が津波災害時の指定避難施設という位置付けでもあることから、これまで津波災害を想定した避難訓練については、実施されていない状況にあります。

こうしたことから、今後は、地域防災計画に沿った津波災害時の対応も含め、一層の効果的な内容・訓練になるよう、学校や関係機関とも連携し、防災教育の推進に努めて参ります。

**< 再 質 問 >**

被災者のために国内外から寄せられた義援金の支給が遅れています。これまで住民の手元に届いたのは総額の15%にすぎない状態です。支給の遅れの背景には被災者を確認する住民票などが流出し、回復に時間がかかって、手続きに必要な罹災証明書の発行も数が膨大で、はかどらないほど遅れている状況であります。

総務省は4月12日付けで、先程町長もお話されておりましたけれども、各都道府県宛に全国避難者システム構築への協力を要請しました。しかし、このシス

テムだけでは被災者自治体の円滑な行政サービスの提供に結びつくかどうか定かではないなど、不十分な点が多かった故に、現在、総務省は避難者情報システムとともに被災者支援システムの活用を地方自治体に促していると聞いております。

このシステムなんですけれども、このシステム導入については、IT能力の高い職員が確保できず、難しいとか厳しい財政事情の中、導入経費が確保できないなどといった声が聞かれますけれども、しかしもともと西宮市の職員が災害のさなか、必要に応じて立ち上げたもので、高いIT能力が亡ければできないものではないそうであります。また、職員がシステム稼働の業務を担うことで、導入コストが0であると。民間企業に委託しても委託費は数十万程度程度で済む。新たな設備の導入も特に必要が亡く、既存のパソコンがあれば十分に対応できる。

今回の震災後改めて、同システム導入の機運が高まり、東北3県で30近くの自治体が、全国各地でも約140の自治体が既に導入。あるいは準備を進めていると、この様に言われております。

それで是非、本町でも是非導入するお考えがないかどうか、もう一度お聞きしたいと思っております。

## 【答 弁】

### 町 長：

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

被災者システムについてであります。被災者支援システムの導入により、様々な行政サービスの迅速化が図られることになると考えられますが、総務省からは、導入費用やシステムの構築、運用にあたって職員の技術的な専門性が求められるなどの諸課題に関しての情報提供がなされており、町としては、他市町村の事例や運用状況の調査を行い、導入について検討して参りたいと考えております。

## < 再々質問 >

今回の東日本大震災は、全てのことが想定外ということでありました。

その災害の厳しさ、凄さを私たちは心に、目に刻んでおります。

先程もお話しましたが、防災は最悪の事態を想定する。ここが大事だと思いますが、これが危機管理の大事な基本だと言われております。いつ何があっても対応していけるとゆう、そういうことをお願いし、要望として終わります。

## 2 役場庁舎建設について

役場庁舎の建設について、町長は平成23年度、町政執行方針の中で「平成27年度の供用開始を目標として、建設基本構想を、より具体化するため基本計画の策定と基本設計を実施する」と述べております。

そこで、新庁舎の建設についてお尋ねいたします。

1 「オストメイト対応型トイレ」の設置について。

トイレは健常者だけでなく高齢者、障害者の方など、全ての人にとって使いやすいものでなければなりません。

オストメイトは人工肛門や人工膀胱を持つ人で排泄をコントロールできないため、腹部に装着した袋に便や尿を受け止めております。

しかし、通常のトイレでは袋などの利用が難しく、衛生上、袋のこまめな洗浄や交換が必要なため、オストメイト対応型トイレの設置が必要となります。

本町では平成16年の第4回定例会で、我が党の先輩議員であった最上さんが質問し、その後、働く婦人の家とマリレビューのセンターに設置されました。

障害者の方に安心して利用していただくためにもオストメイト対応型トイレの設置が必要と思いますがお伺いいたします。

2 周りに気兼ねなく、おむつ交換や授乳が出来る赤ちゃんステーションの設置を。

子育て中のお母さんが乳幼児と一緒に外出する時、一番悩むこと、心配なことは、おむつ交換と授乳の出来る場所がないことだと言われております。

先日、道は乳幼児を持つ母親が外出しやすくなるよう授乳やおむつ交換の出来る場所を整備する公共施設等を「赤ちゃんほっとステーション」とする事業に取り組むことを決め、整備費も助成すると新聞に出ておりました。

そこで、本町でも乳幼児を連れのお母さんが安心して役場等に外出できるように、役場庁舎や保健センターにおむつ交換や授乳が気軽に出来る赤ちゃんステーションを設置するお考えがあるかどうかお伺いいたします。

3 役場窓口のカウンターに杖ホルダー（器具）の設置を。

杖を利用する高齢者や障害者の方への配慮として、窓口カウンター前に杖を立て掛けられるような工夫をと思います。杖を壁面に立て掛けようとするとうずって倒れてしまいます。倒れた杖を自分の手元に戻すのも、また大変だと思います。特に冬は、雪道に杖を支えに歩いている高齢者を見かけます。保健福祉課を初め、申請書類を記入するカウンターに杖を立て掛けられるような。

例えば滑り止めのマット。あるいは取っ手を輪の中に入れて、立て掛けるホルダー等の設置をと考えますがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

4 環境にやさしい太陽光（ソーラー）発電の導入を。

太陽電池によって発電し、電気を作り出す太陽光発電が環境にやさしい自然エネルギー、再生可能エネルギーとして、全国の公共施設や一般家庭住宅への導入が進んでおります。太陽光発電はエネルギー源がクリーンで枯渇しないので、ほぼ無尽蔵に利用が可能です。

発電電力が消費電力を上回ったら余剰電力の売買も可能で、逆に足りない時はその分だけ電力会社の電気を使うこととなりますが、メンテナンスも他の発電システムと比べて、簡単であると言われております。そして、「自分達の使う電気は自分達でつくる」というエネルギー自給率の向上に直結することにもなると思えます。

本町では、岩内高校が導入しておりますが、校舎内にモニターが設置されているので、環境教育にもなると聞いております。ただ、設置費用が高額であることが難点ですが、国の「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」があります。

これは補助率50%ですので、財政難の自治体にとってはとても助かります。

全国の自治体では、これらの補助金制度を利用して太陽光発電等の設置、導入に取り組んでおります。

そこで、岩内町でも役場庁舎に太陽光発電を設置することによって、二酸化炭素の削減と環境教育の面からも、町民の意識向上に役立ちますし、自然エネルギーの活用に向け、町民への啓発にもなっていくと思えます。是非、太陽光発電の導入をと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

5 電気、照明に省エネと長寿命のLED電球の導入を。

東日本大震災後、今、節電ということが重要な社会的なテーマになってきました。

そこで私は、次世代照明といわれるLED（発光ダイオード）照明の一斉導入を提案したいと思います。LEDの利点は、消費電力が従来の蛍光灯と比べ2分の1。白熱球の3分の1。CO2も50から60%減らせると言います。そして長寿命で10年間、取り替えがいない等、多くのメリットがあります。高額の導入コストがネックですが、電気料金が安くなる分で取り戻すことが出来ます。今、大震災後の節電対策で急速に普及していると言われております。

本町でも是非、LED照明の導入を進めるべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

6 町民に思いやりのある行政サービスに向けてコミュニティーフロアの設置を。

皆さんが来庁した折りに、窓口受け付けカウンターでの説明を納得いくようにゆっくり聞きたい。あるいは高齢の方、障害の方もタクシー等を待つ間ゆっくり休みたい。また親子づれの方も子供と一緒に一休みし、お話しも出来る。この様なコミュニティーフロアがあった方が良いのではと思いますが、そのようなスペースをつくるお考えはありませんか、お尋ねいたします。

7 新庁舎駐車場に身体障害者や妊産婦、内部障害者を示す標示板の設置を。

私は、平成20年の第1回定例会で公共施設に身体障害者用駐車場（車いすマーク）の設置について質問をし、その後、文化センター等に設置されました。

そこで、新庁舎の駐車場には車いすマークの身体障害者用だけでなく、心臓や呼吸機能、免疫機能など、身体内部に障害のある方は外見からは健常者と見分けがつかず、様々な誤解を受けることがあります。この様な内部障害の方、妊産婦の方が安心して優先スペースを利用できるように、車いすマークとともに内部障害者を示すハートプラスマーク。また妊産婦への配慮を求めるマタニティマーク等の入った標示板を設置し、気兼ねなく駐車場を利用してもらえよう、これらの標示板を設置するお考えがあるかどうかお伺いいたします。

以上、新庁舎建設にあたって「誰もが安心して気軽にきてもらえる庁舎に」との思いで、7点についてお伺いいたします。

## 【答 弁】

**町 長：**2点目は、庁舎建設について、7項目にわたるご質問であります。

1項めから3項めまで、及び6項め、7項めにつきましては、庁舎に設置する設備などについて関連がございますので、あわせてお答えいたします。

斉藤議員の質問にあります、オストメイト対応型トイレ及び赤ちゃんステーション、つえホルダー、コミュニティーフロアの設置、並びに優先車両駐車場の表示板整備などにつきましては、新庁舎建設にあたって貴重なご提案をいただいたものと考えております。

これらは、いずれも来庁者に配慮した施設づくりを目指すうえで、考慮しなければならない有効な設備であると認識しております。

現在、庁舎建設等検討会の作業部会において調査研究が進められているところではありますが、更に議会をはじめ、町民の皆さんのご意見等をお聞きするとともに、他の自治体における先進導入施設の状況などもよく検討したう

えで、本町にとってどのような施設整備が適当かを勘案しながら、本年度中に、役場庁舎等建設基本計画・基本設計を取りまとめて参りたいと考えております。

次に、4項め及び5項めは、太陽光発電や、LED照明の導入に関する、省資源・省エネルギーについてのご質問でありますので、一括してお答えいたします。

ご承知のとおり、この度の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機に、今、国内外で新たなエネルギー政策への転換が議論されております。

とりわけ、太陽光発電につきましては、政府も今後の普及促進に前向きな姿勢を示しており、新たな補助制度の創設なども期待されるところであります。

省資源・省エネルギー対策など、環境に配慮した庁舎建設につきましては、新庁舎の施設整備における基本的な方向性の一つにも掲げておりますことから、ご提案いただいた太陽光発電やLED照明の導入に関しましては、節電効果やコスト、更には、今後の新エネルギー政策の推進動向などを十分注視しながら、導入の可能性を検討して参りたいと考えております。